

愛 荘 町 にお住まいの、すべての方へ。
お1人につき

国 町 特別定額
10+1 万円 給付金

はじまります
ひとりひとりの暮らしのために。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の「①郵送申請方式」または「②オンライン申請方式」のいずれかとなります。

※ なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。

① 郵送申請方式

1 町から申請書が届きます

申請書は基準日(令和2年4月27日)において
住民基本台帳に記録されている受給権者
(世帯主)に送付しています。

2 町へ申請書を郵送

町から受給権者宛てに郵送された申請書に
振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と
本人確認書類の写しとともに町に郵送。

3 受給権者(世帯主)が受給します

② オンライン申請方式

1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス

⚠ 利用には受給権者(世帯主)のマイナンバーカードが必要です。

2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の
確認書類(画像)をアップロードして、
マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。

詳しくは
裏面へ

給付額

給付対象者
1人につき **10+1** 万円

申請受付期限は、8月15日(土)まで(消印有効)となります。

5月15日から受付開始、5月29日から順次支給開始する予定です。

お問い合わせ: 愛荘町福祉課 (0749-42-7691)

ご協力をお願い

特別定額給付金（町単独加算分）は、愛荘町住民の暮らしを守るため実施するものです。

新型コロナウイルスの感染予防には町民一丸となった取り組みが求められています。

困難な状況を連帯して乗り越えるため&大切な地域社会・経済の維持と活性化のため、是非、**地元の商店や事業者を最大限にご利用ください！！**

特別定額給付金 Q & A

Q

- ▶ 基準日（4月27日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の給付はどのような？
- ▶ 私は世帯主ですが、住民登録している市区町村に住んでいないため申請書が届きません。どうしたらいいの？

A

どちらの場合も、給付金は基準日時点において**住民基本台帳に記録されている方を対象**として給付されるため、基準日の翌日以降に引っ越した場合であっても、**基準日において住民登録されている市区町村から給付を受けることとなります。**
また、申請書は**基準日に住民登録されている住所地に、世帯主宛てに送付**されます。

詳しくは、基準日に住民登録されている市区町村におたずねください

Q

申請書以外に**準備すべき書類**はありますか？

A

それぞれの申請方式により**以下の書類の写し**が必要となります。

① 申請者本人確認書類

- ・マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等の写し

② 振込先口座の確認書類

- ・金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し
- ※水道料引落等に使用している申請・受給権者名義の口座である場合には不要

郵送
申請方式

オンライン
申請方式

振込先口座の確認書類のみ

- ※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要です。

Q

住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか？

A

- 収入による**条件はありません。**
- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず**支給対象**となります。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しません。

Q

4月27日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか？

A

- 給付対象者となります。
- 4月28日以降に生まれたお子さんは、**給付対象者になりません。**

Q

外国人も受け取れますか？

A

4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

Q

世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか？

A

- 本人による申請が困難な方は、郵送又は窓口での**代理人による申請も可能**です。
- 基準日（4月27日）時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成員や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村長が特に認める者（※）による代理申請が認められます。
※民生委員、自治会長、児童養護施設等の職員、DV避難者の民間支援団体など
- 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q

オンライン申請を行うにはどうしたら良いですか？

A

申請に必要なものを準備し、**以下の手順**で申請ください。

必要なもの

- ① 受給権者（世帯主）のマイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取り対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダ）
- ③ 「マイナポータルAP」の検索、インストール
- ④ マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号（英数字6～16桁）
- ⑤ 振込先口座の確認書類



iPhone

Android

手順

- ① マイナポータルにアクセス
- ② 「特別定額給付金」を選択
- ③ 必要事項を入力し、振込先口座の確認書類（画像）をアップロードする
- ④ 暗証番号を入力する
- ⑤ マイナンバーカードをあてて読み取る



マイナポータル